

函館市子どものための教育・保育給付
認定等事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 教育・保育給付認定等の手続
 - 第1節 受付および審査（第3条～第6条）
 - 第2節 教育・保育給付認定（第7条～第14条）
- 第3章 施設等利用給付認定の手続（第15条～第22条）
- 第4章 保育の利用申込みの手続
 - 第1節 申込および審査（第23条～第25条）
 - 第2節 利用調整等（第26条～第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付に係る認定、子育てのための施設等利用給付に係る認定および利用調整等を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定 支援法第20条第1項および第3項に規定する認定をいう。
- (2) 教育標準時間認定 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定をいう。
- (3) 保育認定 支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定をいう。
- (4) 施設等利用給付認定 支援法第30条の4第1号から第3号に掲

げる小学校就学前子どもに係る認定をいう。

- (5) 利用調整等 児童福祉法第24条第3項に規定する保育所，認定こども園の利用に係る調整および要請をいう。

第2章 教育・保育給付認定等の手続

第1節 受付および審査

(認定の申請等)

第3条 教育標準時間認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は，教育・保育給付認定等申請書（1号認定）兼施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定）（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 保育認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は，保育給付認定等申請書（2号・3号認定）（別記第1号の2様式）を市長に提出しなければならない。

3 教育標準時間認定から保育認定に認定区分を変更しようとする場合または保育認定から教育標準時間認定に認定区分を変更しようとする場合においては，当該認定の変更を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は，教育・保育給付認定等変更申請書（認定区分変更）（1号・2号認定）兼施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定）（別記第1号の3様式）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請は，現に利用している支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設または支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の承諾を得て，利用する特定教育・保育施設等を変更しない場合に限り，行うことができる。

(申請の受付場所および時期)

第4条 申請書の受付は，特段の事情がある場合を除き，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める場所において常時行う。

(1) 利用を希望する特定教育・保育施設等が恵山支所管内に所在する場合 恵山支所市民福祉課

(2) 利用を希望する特定教育・保育施設等が南茅部支所管内に所在す

る場合 南茅部支所市民福祉課

(3) その他の場合 子ども未来部子どもサービス課

2 前項各号の申請において、教育標準時間認定を受けようとする場合は、特段の事情がある場合を除き、保護者が利用を希望する特定教育・保育施設（認定こども園および幼稚園に限る。）を経由して提出するものとする。

3 第1項各号の申請において、保育認定を受けようとする場合は、保護者が利用を希望する特定教育・保育施設（認定こども園および保育所に限る。）または特定地域型保育事業者、亀田福祉課または湯川福祉課を経由して提出できるものとする。

（必要書類）

第5条 第3条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。

以下「支援法施行規則」という。）第2条第2項第1号の利用者負担額の算定または特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号（イまたはロに掲げるものに限る。）の食事の提供に要する費用の支払の免除等のために必要な事項に関する書類として、当該子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の課税額の合計額算定のため、市町村民税の課税に係る証明書ほか算定等に必要な収入に係る書類

(2) 保育認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者に対し、支援法施行規則第1条の5の事由に応じて、認定のための審査および調査に必要な書類（以下「保育の必要性の確認書類」という。）

（審査および調査）

第6条 市長は、申請内容および支援法第19条の支給要件の支給要件に応じて状況を把握するため、申請書、必要書類、保護者との面接ま

たは電話等により審査および調査を行う。

第2節 教育・保育給付認定

(認定)

第7条 市長は、第2条第2号または第3号に定める小学校就学前子どもに該当すると認められる場合に教育・保育給付認定を行う。

2 市長は、支援法施行規則第1条の5第1号に掲げる事由の場合にあって、同第4条第1項本文に規定する保育必要量の認定を行うときは、原則として一月において120時間以上労働することを常態とすることをもって、一月当たり平均275時間まで（一日当たり11時間までに限る。）の区分の認定を行うものとする。

3 市長は、支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定を行うにあたっては、特段の事情がある場合を除き、同第1条の5第6号または第9号に掲げる事由においては、同第4条第1項本文に規定する区分のうち、平均200時間まで（一日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を行うものとする。

(支援法施行規則第1条の5に規定する市町村が認める事由)

第8条 支援法施行規則第1条の5第10号の規定により市町村が認める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

(1) 別居の親族を常時介護または看護していること。

(2) 支援法施行規則第1条の5各号および前号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。

(認定証の交付等)

第9条 市長は、教育・保育給付認定を行ったときは、当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に対し、支援法第20条第4項に基づく認定の結果および支援法施行規則第7条第1項に規定する利用者負担額または食事の提供に要する費用の支払の免除に関する事項(以下「利用者負担額等」という。)を通知するとともに、支援法施行規則第4条の2の規定に基づき教育・保育給付認定保護者からの申請により支援法施行規則第6条に規定する事項を記載した支給認定証を交付する。

2 前項の通知および支給認定証の交付は、特段の事情がある場合を除き、特定教育・保育施設等を経由して行う。

3 市長は、教育・保育給付認定を行ったときは、当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額等および認定の結果に関する事項を通知する。
(却下)

第10条 市長は、第3条第1項から第3項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、支援法第20条第5項の規定により、理由を付して、その旨を当該保護者に通知する。
(現況の届出)

第11条 市長は、特定教育・保育施設等を利用する教育・保育給付認定保護者（当該教育・保育給付認定保護者の小学校就学前子どもが支援法第19条第1項第2号および第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）に対し、毎年、市長が定める時期に支援法施行規則第1条の5に掲げる事由の状況および利用者負担額等の算定のために必要な事項を記載した届書のほか、第5条（第3号を除く。）に規定する書類の提出を求める。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

2 前項の規定による届出は、特段の事情がある場合を除き、当該教育・保育給付認定保護者の利用する特定教育・保育施設等（幼稚園を除く。）を経由して行う。

3 市長は、第1項の届出を受け、当該教育・保育給付認定保護者の認定内容および利用者負担額等を変更する必要があると認めるときは、第12条の規定を準用して行うものとする。
(認定の変更等)

第12条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る支援法施行規則第10条に規定する事項（第1号を除く。）を変更する必要があるときのほか、第3条の教育・保育給付認定の申

請内容に変更が生じたときは、教育・保育給付認定等変更申請(届出)書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出には、変更が生じた事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 市内の特定教育・保育施設等を利用している場合の第1項の提出は、当該特定教育・保育施設等を経由して行うことができる。
- 4 市長は、第1項の規定による提出を受け、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額等を変更する必要があると認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額等に関する事項を通知する。
- 5 市長は、第1項の規定による提出を受け、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行い、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、その旨を通知する。この場合において、市長は、当該教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるとともに、変更を行った事項を記載した新たな支給認定証を交付する。
- 6 第4項または前項の通知および支給認定証の交付は、特段の事情がある場合を除き、当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等を経由して行う。

(職権変更)

第13条 市長は、教育・保育給付認定保護者につき、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、同法第23条第4項の規定に基づき、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。

- 2 前項の場合にあっては、市長は、教育・保育給付認定保護者に対し、

変更の認定を行う旨および支給認定証の提出が必要である旨を書面により通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。

- 3 市長は、教育・保育給付認定の変更の認定を行ったときは、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、その旨を通知する。この場合において、市長は、当該教育・保育給付認定保護者に対し、変更を行った事項を記載した新たな支給認定証を交付する。
- 4 市長は、第1項の変更を行った場合にあつて、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額等を変更する必要があると認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者ならびに当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額等に関する事項を通知する。
- 5 第3項または前項の通知および支給認定証の交付は、特段の事情がある場合を除き、当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等を経由して行う。

(支給認定証の再交付)

第14条 市長は、支援法施行規則第16条に基づく支給認定証の再交付の申請があつたときは、支給認定証を交付するものとする。

- 2 前項の申請は、支給認定証再交付申請書(別記第3様式)によるものとする。

第3章 施設等利用給付認定

(認定の申請)

第15条 子育てのための施設等利用給付を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、申請書類を市長に提出しなければならない。ただし、法第30条の5第7項に規定するものを除く。

- (1) 認定こども園、私立幼稚園(新制度移行園に限る)

ア 教育・保育給付認定等申請書(1号認定)兼施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号認定)(別記第1号様式)、または教育・保育給付認定等変更申請書(認定区分変更)(1号・2号認定)兼施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号認定)(別記

第1号の3様式) (第3条第3項の規定による申請と併せて行う場合に限る。)

イ 保育の必要性の確認書類

ウ その他必要と認める書類

(2) 私立幼稚園(新制度移行園を除く。), 国立大学附属幼稚園または特別支援学校幼稚部

ア 子育てのための施設等利用給付認定申請書(未移行園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部) (別記第4号様式)

イ 預かり保育事業を利用する場合は, 保育の必要性の確認書類

ウ その他必要と認める書類

(3) 認可外保育施設, 一時預かり事業, 病児保育事業, 子育て援助活動支援事業

ア 子育てのための施設等利用給付認定申請書(認可外保育施設等) (別記第5号様式)

イ 保育の必要性の確認書類

ウ その他必要と認める書類

2 前項各号に掲げる必要書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは, 当該書類の提出を省略させることができる。

(認定)

第16条 市長は, 第2条第4号に定める小学校就学前子どもに該当すると認められる場合に施設等利用給付認定を行う。

(通知等)

第17条 市長は, 施設等利用給付認定を行ったときは, 当該施設等利用給付認定に係る保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)に対し, 支援法第30条の5第3項に基づき認定の結果に関する支援法施行規則第28条の4に規定する事項を子育てのための施設等利用給付認定通知書(別記第6号様式)により, 支援法第30条の5第7項の規定により施設等利用給付認定を受けたものとみなす場合は, 子育てのための施設等利用給付認定通知書(別記第6号の2様式)によ

り通知する。

- 2 市長は、第15条第1項第2号に掲げる施設を利用する施設等利用給付認定保護者に対し、支援法施行規則第7条第1項第2号に規定する食事の提供に要する費用の支払の免除に関する事項を通知する。
- 3 前2項の通知は、特段の事情がある場合を除き、特定子ども・子育て支援提供者を経由して行う。
- 4 市長は、施設等利用給付認定を行ったときは、特定子ども・子育て支援提供者に対して、当該施設等利用給付認定保護者の認定の結果に関する事項を通知する。

(却下)

第18条 市長は、第15条の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、支援法第30条の5第4項の規定により、理由を付して、その旨を当該保護者に子育てのための施設等利用給付認定却下通知書（別記第7号様式）により通知する。

(現況の届出)

第19条 市長は、支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を利用する施設等利用給付認定保護者（当該施設等利用給付認定保護者の小学校就学前子どもが支援法第30条の4第2号および第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）に対し、毎年、市長が定める時期に支援法施行規則第1条の5に掲げる事由の状況を記載した届出書のほか、第5条第2号および第3号に規定する書類の提出を求める。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- 2 前項の規定による届出は、特段の事情がある場合を除き、特定子ども・子育て支援提供者を経由して行う。
- 3 市長は、第1項の届出を受け、当該施設等利用給付認定保護者の認定内容を変更する必要があると認めるときは、第20条の規定を準用して行うものとする。

(認定の変更等)

第20条 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る支援法施行規則第28条の7に規定する事項を変更する必要があるときのほか、第15条の施設等利用給付認定の申請内容に変更が生じたときは、第15条第1号に掲げる施設を利用する場合においては教育・保育給付認定等変更申請(届出)書(別記第2号様式)、同条第2号または第3号に掲げる施設を利用する場合においては施設等利用給付認定変更申請(届出)書(未移行園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部・認可外保育施設等)(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の提出には、変更が生じた事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 特定子ども・子育て支援提供者を利用している場合の第1項の提出は、当該特定子ども・子育て支援提供者を経由して行うことができる。

4 市長は、第1項の規定による提出を受け、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行い、当該施設等利用給付認定保護者および特定子ども・子育て支援提供者に対して、その旨を子育てのための施設等利用給付認定変更通知書(別記第9号様式)または子育てのための施設等利用給付認定変更通知書(別記第10号様式)により通知する。

5 前項の通知は、特段の事情がある場合を除き、特定子ども・子育て支援提供者を経由して行う。

(職権変更)

第21条 市長は、施設等利用給付認定保護者につき、支援法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満3歳に達する日の最初の3月31日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等を利用するときその他必要があると認めるときは、支援法第30条の8第4項の規定に基づき、

施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

- 2 前項の場合にあつては、市長は、施設等利用給付認定保護者に対し、変更の認定を行う旨を書面により通知し、変更の認定を行ったときは、支援法第30条の8第5項に基づき認定の結果に関する支援法施行規則第28条の4に規定する事項を子育てのための施設等利用給付認定変更通知書（別記第9号様式）または子育てのための施設等利用給付認定変更通知書（別記第10号様式）により通知する。
- 3 前項の通知は、特段の事情がある場合を除き、特定子ども・子育て支援提供者を経由して行う。

（施設等利用給付認定の取消し）

第22条 市長は、支援法第30条の9第1項の規定に基づき、施設等利用給付認定を取消したときは、当該施設等利用給付認定保護者に子育てのための施設等利用給付認定取消通知書（別記第11号様式）により通知する。

第4章 保育の利用申込みの手續

第1節 申込および審査

（保育利用に係る申込）

- 第23条 保育認定を受けた保護者（以下「保育認定保護者」という。）が保育所、認定こども園（保育機能部分）または地域型保育事業（以下「保育所等」という。）の利用を希望する場合は、第3条第2項に規定する保育給付認定等申請書（2号・3号認定）（別記第1号の2様式）により、保育利用の申込を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロまたはハに規定する乳児または幼児については、第3章の規定を適用しない。
 - 3 第1項の申込は、第3条の申請と併せて行うことができる。
- （必要書類）
- 第24条 前条の申請書には、利用調整のための審査および調査に必要な書類を添付しなければならない。ただし、前条第3項の規定に基づき第3条の申請と併せて行う場合において、本条本文における必要な書

類の提出があったときは、これを要しない。

(審査および調査)

第25条 福祉事務所長は、申込内容および保育を必要とする状況を把握するため、申込書、必要書類、保護者との面接または電話等により審査および調査を行う。ただし、第6条の審査および調査によって確認できるときは、省略することができる。

第2節 利用調整等

(利用調整等)

第26条 福祉事務所長は、第23条の保育利用の申込および所管する区域に所在する保育所等への利用について他の市町村長から調整の依頼を受けた子どもごとに、原則月1回、第25条の審査および調査を基に、世帯点数を決定し、当該点数が高いものから順に利用調整を行う。ただし、福祉事務所長が緊急を要すると認める場合にはこの限りではない。

- 2 前項の世帯点数の決定は別表に掲げる「基本分」を基準とし、同表の「加算分」に定める項目点数に該当する場合には、「基本分」の基本合計点数に加算または減算した点数を世帯点数とする。
- 3 同順位の子どものが2人以上いるときは、同表の「同点数の場合の優先度」に定める優先順位の高い子どもから順に利用調整を行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、他の市町村の区域に所在する保育所等への利用申込を受け付けた場合にあつては、市長は、函館市特定教育・保育施設等広域利用実施要綱に基づき利用の協議を行う。
- 5 福祉事務所長は、第1項の規定に基づく利用調整の対象となる認定こども園の設置者または特定地域型保育事業者に対して、利用調整に係る子どもの利用の要請を行う。

(結果通知)

第27条 福祉事務所長は、第23条の申込を行った保育認定保護者に対して、第26条の規定に基づく利用調整等の結果を文書または口頭で通知する。

(保育所等への通知)

第28条 福祉事務所長は、第26条の規定に基づく利用調整等の結果により、対象となる保育所等に対して、利用調整等の結果を文書または口頭で通知する。

(利用調整結果の取り消し)

第29条 福祉事務所長は、利用調整等の後、次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、利用調整等を取り消すことができる。

(1) 申込内容に虚偽等があった場合

(2) 子どもの疾病等により、保育所等における保育が極めて困難と認められる場合

(補足)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の函館市子どものための教育・保育給付認定等事務取扱要綱の規定に基づき作成または提出された申請書その他の書類および改正前の函館市子育てのための施設等利用給付事業実施要綱の規定に基づき作成または提出された申請書その他の書類は、この要綱による改正後の函館市子どものための教育・保育給付認定等事務取扱要綱の規定に基づき作成または提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。